

改正

平成24年 3 月26日告示第36号

平成25年 3 月29日告示第51号

平成26年 5 月30日告示第137号

平成28年 6 月 1 日告示第156号

平成29年 4 月 1 日告示第68号

令和 6 年 3 月18日告示第28号

伊賀市総合評価方式実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、伊賀市が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事及び方式)

第 2 条 総合評価方式の対象は、次に掲げる工事のうち価格及び価格以外の要素を一体として評価することが適当と認められる工事とする。

- (1) 設計金額6000万円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額7000万円以上の建築一式工事
- (3) 設計金額3000万円以上のほ装工事
- (4) 設計金額 1 億5000万円以上のその他の工事

2 前項の規定により総合評価方式の対象として認められた工事については、次のいずれかの方式から選定するものとする。

- (1) 簡易型 設計金額 1 億円以上の土木一式工事、設計金額 3 億円以上の建築一式工事等で、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを簡易な施工計画の提出を求めて確認する方式
- (2) 特別簡易型 前号に掲げる工事以外の工事で、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する方式

(総合評価方式の指定及び審査)

第3条 市長は、前条第1項の規定により総合評価方式の対象となる工事の執行に当たり、伊賀市入札参加資格審査会規程（平成16年伊賀市訓令第40号）による入札参加資格審査会の審査を経て総合評価方式の指定及び落札者決定基準の設定を行う。

（失格基準価格の設定）

第4条 総合評価方式で決定する入札は、失格基準価格を定めるものとし、この失格基準価格未満の金額の入札は、失格とする。

（予定価格の事後公表）

第5条 総合評価方式の対象となる案件の予定価格の公表は、落札決定後に行うものとする。

（総合評価方式技術審査会）

第6条 入札参加資格審査会の長は、簡易型による総合評価方式を執行するときは、総合評価方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置するものとする。

2 技術審査会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を当該業務の入札参加資格審査会に報告するものとする。

（1） 簡易な施工計画の要求要件及び範囲の設定

（2） 簡易な施工計画の評価基準の設定

（3） 提出された簡易な施工計画の審査

（学識経験者の意見聴取）

第7条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、政令第167条の10の2第4項の規定により、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、政令第167条の10の2第5項の規定により、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 前2項の規定による意見の聴取は、三重県が設置する三重県公共工事総合評価意見聴取会によるものとする。

（入札参加者等に周知する事項）

第8条 総合評価方式を実施するときは、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）第4条第1項の規定による入札の公告（以下「入札公告」という。）において、同条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を併せて公告するものとする。

（1） 総合評価方式を採用すること。

（2） 総合評価に係る評価値（以下「総合評価値」という。）の算出方式

- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) 評価項目、評価基準及び得点配分
- (5) 提出資料及びその提出方法
- (6) 資料のヒアリングを実施すること（資料のヒアリングを実施する場合に限る。）。
- (7) 資料作成説明会を実施すること（資料作成説明会を開催する場合に限る。）。

2 入札公告による詳細な内容の提示が難しいときは、別途入札説明書を作成し、入札公告の詳細な内容の周知を行うことができる。

（提出資料のヒアリング）

第9条 入札参加資格審査会の長は、必要があると認めるときは、資料のヒアリングについて、技術審査会に実施させることができる。

（総合評価値の決定方法）

第10条 総合評価値の計算方法は、除算方式とし、次のとおりとする。

- (1) 評価の対象とする価格以外の要件について、当該工事の目的・内容に応じ評価項目を設定する。
- (2) 各評価項目の評価に応じ、得点を与える。
- (3) 前号の各評価項目の得点の合計（以下「評価値」という。）を当該入札者の入札価格で除して得た数値を、総合評価値とする。ただし、当該入札価格が伊賀市低入札価格調査要領（平成28年伊賀市告示第155号）第3条に規定する低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）に100分の101を乗じて得た額（以下「評価限度額」という。）を下回る場合は、評価値を評価限度額で除して得た数値を、当該入札者の総合評価値とする。
- (4) 前号の計算を行うに当たり、必要に応じ一定の数値を、各評価項目の得点の合計には加え、入札価格には乗じることができる。

（入札の失格）

第11条 総合評価方式で行う一般競争入札において、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は失格とし、再度入札には参加できないものとする。

- (1) 入札公告で指定した期限までに資料の提出がないとき。
- (2) 提出資料に係るヒアリングにおいて、その指定時刻に説明者が指定場所に来なかったとき。
- (3) 提出書類に事実と異なる記載をし、又はヒアリングにおいて事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。
- (4) 提出資料が適正に作成されたと認められないとき。

(落札者の決定)

第12条 市長は、入札者に価格及び価格以外の要件をもって申込みをさせ、次の各号の全てに該当する者のうち、第10条に規定する計算方法により算出した総合評価値の最も高い者を落札候補者とする。この場合において、総合評価値の最も高い者が2者あるときは、くじにより落札候補者を定めるものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札価格が第4条に定める失格基準価格を下回っていないこと。
- (3) 入札価格が前条第3号ただし書に規定する調査基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないこと。
- (4) 簡易型において簡易な施工計画が、入札公告において定めた最低限の要求要件を満たしていること。
- (5) 総合評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点を、予定価格で除した数値を下回っていないこと。

2 市長は、第8条第5号に規定する提出資料のうち、簡易型における簡易な施工計画に係る資料を除くものは、落札候補者のみ提出させるものとし、落札候補者について事後審査を行った後、落札者を決定することとする。ただし、簡易型により執行した場合は、入札参加資格審査会の審査を経て決定するものとする。

3 前項の規定による落札候補者の事後審査の結果、資格が無いと認められる場合は、次順位者を落札候補者として審査を行うものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

第13条 市長は、提出された評価資料等に記載された内容が不履行であった場合は、必要に応じて契約の解除、損害賠償請求等を行うことができる。

2 自然災害等の不可抗力の場合を除き、提出された評価資料等に記載された内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、設計変更等は、原則行わないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の事務取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年8月5日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日告示第36号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第51号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日告示第137号）

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日告示第156号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第68号）

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日告示第28号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領の一部改正）

- 2 伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成19年伊賀市告示第256号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「伊賀市総合評価方式試行要領」を「伊賀市総合評価方式実施要領」に改める。